財 形 預 金 共 通 規 定

一 般 財 形 預 金 規 定

財 形 住 宅 預 金 規 定

財 形 年 金 預 金 規 定

積 立 定 期 預 金 規 定

盗難通帳等による預金等の不正な

払戻し被害の補てん等に関する特約

大垣西濃信用金庫

令和8年10月1日現在

財形預金共通規定

1.（財形預金共通規定）

財形預金共通規定はこの規定に記載されている全ての財形預金(以下「この預金」といいます。)に共通して適用します。

2.（利息）

（1）この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率により1年複利の方法によって計算します。

a 1年以上2年未満　当金庫所定の「2年未満」の利率

b 2年以上　当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。

③ 前①、②の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、および第4条第3項により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

a	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
b	6カ月以上1年未満	2年以上利率 × 40%
c	1年以上1年6カ月来満	2年以上利率 × 50%
d	1年6カ月以上2年未満	2年以上利率 × 60%
e	2年以上2年6カ月未満	2年以上利率 × 70%
f	2年6カ月以上3年未満	2年以上利率 × 90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算します。

a	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
b	6カ月以上1年未満	前記第1項第2号の適用利率 × 50%

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

3.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第5条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4.（取引の制限等）

（1） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2） 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があり

ます。

（３） 前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

５.（預金の解約等）

（１）この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へご提出してください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金が犯罪に利用された場合

③ この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である楊合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、また次のいずれかに該当することが判明した場合。

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

（４）前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、契約の証を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をもとめることがあります。

６.（届出事項の変更、契約の証の再発行等）

（１）この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当店に届出てください。

この届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）この契約の証を再発行する場合には当金庫所定の手数料をいただきます。

７.（成年後見人等の届出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

（4）前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（5）前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9.（譲渡、質入れの等の禁止）

（1）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および契約の証は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（2）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（2）前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（4）第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（5）第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以　上

一般財形預金規定

1.（預入の方法等）

（1）この預金の預入れは一口 1,000 円以上とし、年 1 回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

（2）この預金には勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入できるものとします。

（3）この預金については、通帳の発行にかえ、財形期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れ残高を 1 年に 1 回以上通知します。

2.（預金の種類・期間）

この預金は積立期間中預入れられた都度満期日までの期間に合わせ、次の定期預金としてお預りします。

預入日から満期日までの期間が 1 年未満の場合　　自由金利型定期預金(M 型)

預入日から満期日までの期間が 1 年以上の場合　　期日指定定期預金

3.（自動継続）

（1）この預金は最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は継続日における当金庫所定の利率とします。ただし継続後の利牢について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申し出てください。

4.（預金の支払時期）

この預金は契約の証に記載の満期日以後に支払います。

以　上

財形住宅預金規定

1.（預入れの方法等）

（1）この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5 年以上の期間にわたって、年 1 回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。

（2）この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

（3）この預金の預入れは 1 口 1,000 円以上とします。

（4）この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年 1 回以上書面により通知します。

2.（預金の種類、とりまとめ継続方法）

（1）前条による預金は、1 口の期日指定定期預金としてお預りします。

（2）この預金は、口座開設日から 1 年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日(継続したときはその継続日)からの期間が 2 年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1 口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

3.（預金の支払方法）

（1）この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。

（2）前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から 1 年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店へ提出してください。

（3）この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の 90%を限度として 1 回に限り支払います。

（4）前項による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の写しを当店へ提出してください。

また、この場合には、一部払出し後 2 年以内かつ住宅取得日から 1 年以内に、残高の払出しをするものとします。

4.（預金の解約）

やむを得ない事由により、この預金を第 3 条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。

5.（税額の追徴）

この預金の利息について、次の各項に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても 5 年間(預入開始日から 5 年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って 20.315%（復興特別所得税 15.315 %、地方税 5%)により計算した税額を追徴します。

（1）第 3 条によらない払出しがあった場合。

（2）第 3 条による一部払出後 2 年以内に残額を払出さなかった場合。

（3）第 3 条による一部払出後 2 年以内で住宅所得日から 1 年経過して残額の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

6.（差引計算等）

（1）第 5 条各項の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。

① 第 5 条各項の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。

（2）前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

7.（転職時等の取扱）

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から 2 か年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

8.（非課税扱いの適用除外）

この預金の利息について、次の各項に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非

課税の適用は受けられません。

（１）第１条第１項ならびに第２項による以外の預入があった場合。

（２）定期預入が１年以上なされなかった場合。

（３）非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

以　上

財形年金預金規定

1.（預入れの方法等）

（1）この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5 年以上の期間にわたって、最終預入日まで年 1 回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

（2）この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

（3）この預金の預入れは 1 口 1,000 円以上とします。

（4）この預金については、通帳の発行にかえ、財形年金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年 1 回以上書面により通知します。

2.（預金の種類、とりまとめ継続方法）

（1）支払開始日は、最終預入日の 6 か月後の応当日から 5 年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の 3 か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前 1 年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

（2）前条による預金は、1 口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が 1 年未満のときは､1 口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M 型)としてお預りします。

（3）特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が 2 年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1 口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

（4）この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3.（分割、支払方法）

（1）この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降 5 年以上 20 年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M 型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし 100 円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から 3 か月ごとの応当日を満期日とする 12 口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M 型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M 型)の預入期間は 1 年未満とします。

② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1 口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。

③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

（2）定期預金(継続口)は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が 12 回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

（3）この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4.（預金の解約）

やむをえない事由により、この預金を前条による支私方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形年金預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

5.（退職時等の支払）

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、次により取扱い、退職等の事由の生じた日の 1 年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前条と同様の手続をとってください。

① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の 1 年後の応当日の前日を満期日とします。

② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

6.（据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い）

この預金の最終預入以後に勤労者財産形成促進法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

7.（最終預入日等の変更）

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

8.（支払開始日以後の支払回数の変更）

支払開始日以後に、勤労者財産形成促進法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。

また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

9.（契約の証の有効期限）

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

10.（税額の追徴）

第4条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20.315%（復興特別所得税15.315%、地方税5%）の利率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡または重度障害による解約の場合を除きます。

以上

積立定期預金規定

1.（預入れの期限等）

（1）この預金は、予め積立期間・満期日を定め通帳記載の満期日の 3 か月前までは自由に預入れができます。

（2）この預金の預入れは 1 回 1,000 円以上とします。預入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。

2.（預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3.（証券類の受入）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和８年１０月１日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4.（利息）

（1）この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの期間に応じ、店頭掲示の預金利率表記載の定期預金利率によって計算します。ただし、契約期間が 3 年以上の場合には、満期日からさかのぼって 2 年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が 1 年以上ある預入金額については、その期間に応じた定期預金利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額については、その預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日)から適用します。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、次の利率によって計算します。

① 解約の場合　　解約日における普通預金の利率

② 書替継続の場合　書替継続後の定期預金の利率

（3）当金庫がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約をする場合、および後記第 10 条第 3 項各号により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは、最後の利息計算日)から解約日の前日までの期間について、店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともにお支払いします。

（4）この預金の付利単位は 1 円とします。

5.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（1）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（2）この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（3）この通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

6.（成年後見人等の届出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。

（4）前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（5）前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8.（譲渡、質入れの等の禁止）

（1）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（2）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第 10 条 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 10 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします、

10.（解約等）

（1）この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章をご持参のうえ、当店に申出てください。

（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金が犯罪に利用された場合

③ この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

（4）一定の期間預金者による利用がない場合、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合も同様にできるものとします。

（5）前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をもとめることがあります。

11.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）相殺する楊合の手続については、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以　上

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約

1.（特約の適用範囲等）

（1）この特約は、個人のお客さま(以下「預金者」といいます。)が当金庫に有する預金および定期積金(以下「預金等」といいます。)で、払戻しの際に、届出の印章により記名押印し、通帳または証書(以下「通帳等」といいます。)を提出する預金等について適用されます。

（2）この特約は、以下の取扱いを定めるものです。

① 盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い

② 本人確認(預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。)に関する取扱い

（3）この特約は、各種預金規定および定期積金規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2.（盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等）

（1）盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下、「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対して、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（2）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重大な過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、補てん対象金額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

（3）前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、この通帳等が盗取された日 (通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（4）第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（5）当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利益返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（6）当金庫が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（7）当金庫が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な私戻しを受けたその他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利益返還請求権を取得するものとします。

3.（預金等の払戻しにおける本人確認）

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて

正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以　上